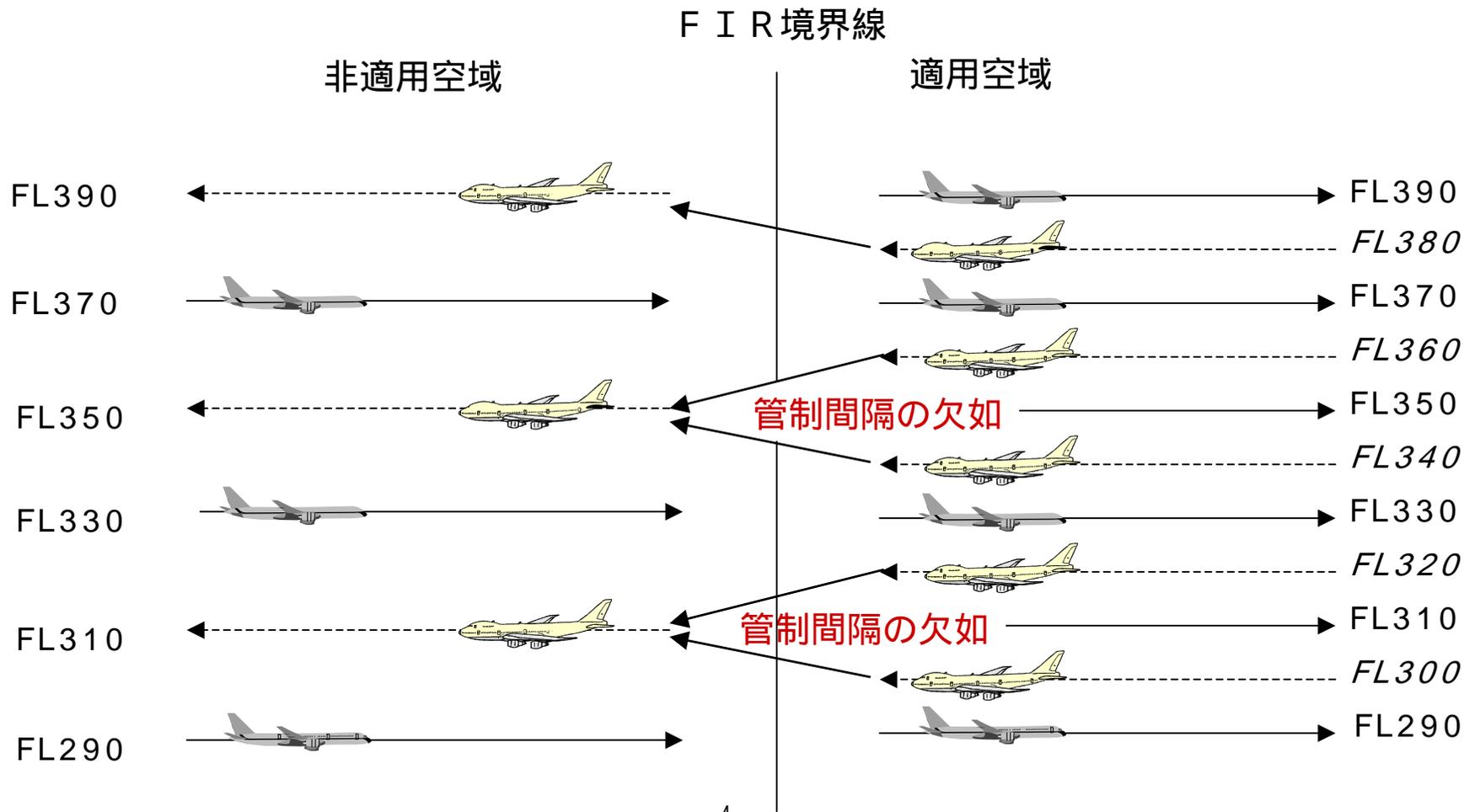


RVSMは隣接FIRとの整合性が必要



国内空域と洋上空域とのRVSM導入の違い

| 検討すべき事項 | 国内空域 | 洋上空域 |
|---|--|---|
| <p>(1) RVSM運航に必要な機上装置 独立した2系統の高度測定システム 高度応答するトランスポンダー装置 高度監視警告システム 自動高度制御システム</p> | <p>最新鋭の航空機も運航しているが、小型機や古い機材も使用しているため、機上装置の導入が必要となる。</p> | <p>国際線の航空機は、ほとんどがRVSM適用装置を装備している。</p> |
| <p>(2) VFRの使用高度との競合</p> | <p>高度29,000フィート以上で、VFR機とIFR機が対面交通となるため、空域の分離・制限等が必要である。</p> | <p>VFR飛行は禁止されている。</p> |
| <p>(3) 周辺空域との整合性</p> | <p>日本国内と周辺の外国IFRもレーダー管制が実施されているため、一方が適用空域で他方が非適用空域の場合、空域の取り扱える航空機数が異なる。 また、RVSM適用空域から非適用空域への管制移管において、管制間隔の欠如が発生する。</p> | <p>洋上空域は管制間隔が10分~15分(80マイル~130マイル)であり、国内空域の移管間隔は、20マイルであるため、洋上空域(RVSM適用)から国内空域に入域した場合、国内空域での高度変更が可能である。</p> |

RVSMの洋上空域から国内空域の管制移管

